

2018年8月31日

神戸製鋼石炭火力発電所増設に係る工事計画の届出に抗議する

神戸の石炭火力発電を考える会

株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼」という。）、株式会社コベルコパワー神戸第二は、経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部に対し、電気事業法第48条1項に基づき、神戸製鉄所内に新設する石炭火力発電所について、工事着工の届出（以下「本件届出」という。）をしました。当会は、環境保全の見地から、神戸製鋼に対し石炭火力発電所の建設中止を要請するとともに、本件届出がなされたことに強く抗議いたします。

大気汚染物質の大幅な排出増をもたらすもの

神戸南部は、過去、大気汚染による深刻な公害を経験した地域であり、現在もなお環境改善の途上にある地域です。そのような地域において、しかも住宅密集地から400メートルの地点に、（敢えて環境保全上最悪の石炭を燃料として用いる）大規模な火力発電所を増設して、大気汚染物質や水銀などの有害な重金属の排出を増加させることは、認められません。

温暖化対策の流れに逆行するもの

新設発電所は、既設発電所と合わせて、毎年1400万トン（430万世帯分）のCO₂を排出するもので、温暖化防止のために「脱石炭」に向けて舵を切り始めた世界の潮流に背を向けるものです。

公害調停の手續を無視するもの

昨年来、合計481名もの市民と神戸製鋼らとの間で、公害調停の手續が進められてきました。この手續の中で、申請人らは、大気汚染公害、温暖化をもたらす石炭火力発電所の新設を行わないよう真摯に求めてきました。本件届出は、市民との間で協議が行われている最中に神戸製鋼らによって一方的に行われたものであり、公害調停制度を冒瀆するものといわざるをえません。本件届出を受けて、申請人らの代理人は、本件公害調停申請のうち、発電所新設の中止を求める部分について、協議を続ける意味が失われたとして、本日、これを取り下げました。

当会としては、このような状況を受け、今後は、公害調停の申請人ら・弁護団らと協力し、新設発電所の建設を止めさせるべく、あらゆる手段を駆使して、新設発電所の建設・操業を中止させるべく行動してまいります。市民の皆様、専門家の皆様のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

以上